平成２２年（フ）第２４６３号
福岡県大野城市月の浦３丁目２番３―605号　ステラ月の浦アネックス
債務者　三宅　亜紀
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2598番地１
債務者　黒田　光弘
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７４号
福岡市早良区百道浜１丁目７番２―303号
債務者　田中　　滿
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７７号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目８番８―202号
債務者　小川　　司
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７８号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目８番８―202号
債務者　小川　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４７９号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目26番１―105号
債務者　田中　大介
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８０号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目26番１―105号
債務者　田中かほる（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２４号
福岡県筑紫郡那珂川町道善３丁目69番地　清水タウンＤ202号
債務者　細川　美和
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２８号
福岡県朝倉市平塚771番地１
債務者　高田　洋文
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４９号
福岡市博多区博多駅南５丁目23番７号
債務者　香月かおる
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５５７号
福岡県太宰府市青山３丁目12番14号
債務者　田原　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６３号
福岡市中央区清川２丁目10番13―105号
債務者　木部　　歩
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６００号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目12番７―202号
債務者　鎌田　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１０号
福岡市東区二又瀬新町14番25―409号
債務者　永野　典子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６１９号
福岡市城南区荒江団地24番501号
債務者　山下加奈子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６２９号
福岡市城南区七隈４丁目７番14号
債務者　井石　道子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６４５号
福岡県大野城市山田２丁目９番19号　エレガンスコーポ101号
債務者　井　　幹男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第５１５号
福岡市東区三苦５丁目１番51―601号
再生債務者　西隈富士夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年12月７日から平成22年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部